

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島地方局	管理部 総務課	H19.4.3	五島地方局総合庁舎 等宿日直業務委託	3,002,560	(個人契約2名)	緊急時の対応にあたって経験を要することや、鍵の 保管等保安上のため。	第167条の2 第1項 第2号
2	五島地方局	農林水産部 農村整備課	H19.7.2	19農整畑委第204号 下崎山地区換地業務 委託	35,273,000	五島市福江町1-1 鬼岳土地改良区 理事長 小林 茂俊	換地業務は土地改良事業において、農地の所有権 移転等を含めて再整理するものであり、農地所有 者等の利害関係人に大きな影響を及ぼす事業である。 よって、事業に精通しており、かつ利害関係人等 により設立されている土地改良区に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
3	五島地方局	農林水産部 農村整備課	H19.7.2	19農整経委第101号 山手地区換地業務委 託	24,529,000	五島市富江町富江165 山手土地改良区 理事長 平野 清	換地業務は土地改良事業において、農地の所有権 移転等を含めて再整理するものであり、農地所有 者等の利害関係人に大きな影響を及ぼす事業である。 よって、事業に精通しており、かつ利害関係人等 により設立されている土地改良区に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
4	五島地方局	農林水産部 農村整備課	H19.7.13	19農整県単委第101 号 牟田地区事業計画書 作成業務委託	7,140,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	換地を伴うほ場周辺に配置される道路及び用排水 路の計画は、ほ場の形状・配置・集団化計画と密接 不可分であり、当業務を遂行できるのは左記団体 に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
5	五島地方局	農林水産部 林務課	H19.7.24	19県営林特第2号 県営林造成作業	6,825,000	五島市吉田町3110番地6 五島森林組合 代表理事組合長 林 忠男	県営林の造成作業にあたっては、県と地元森林組 合が共同で、施業委託者を県、施業受託者を地元 森林組合とする森林整備合理化計画を策定してい るため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	五島地方局	農林水産部 林務課	H19.11.19	19県営林特第4号 県営林造成作業	1,470,000	五島市吉田町3110番地6 五島森林組合 代表理事組合長 林 忠男	県営林の造成作業にあたっては、県と地元森林組合が共同で、施業委託者を県、施業受託者を地元森林組合とする森林整備合理化計画を策定しているため。	第167条の2 第1項 第2号
7	五島地方局	建設部 管理課	H19.4.2	漁港環境整備施設等 管理業務委託	2,490,600	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責任があり、構造・用途・場所・利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険防止措置が必要である。そのため、施設の維持補修、使用規制等を行い、施設の安全を確保する。当業務を適正に遂行できるのは、行政責任のある五島市だけであるため。	第167条の2 第1項 第2号
8	五島地方局	建設部 管理課	H19.4.2	玉ノ浦港(小浦地区) 及び相の浦港緑地管理 業務委託	1,173,000	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	玉ノ浦港については、平成12年3月29日に長崎県知事と玉之浦町長との間に、相の浦港については、平成9年8月1日に長崎県知事と奈留町長との間にそれぞれ締結された管理委託基本契約書に基づいて、県と地元市町村(現五島市)が港湾緑地管理に要する費用の負担割合を定めている。以上により、基本契約に基づく委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
9	五島地方局	建設部 管理課	H19.4.2	福江港(大津地区、丸 木地区、大波止地区) 緑地管理業務委託	3,171,700	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	大津地区については、平成16年7月1日に長崎県知事と福江市長との間に、丸木地区については、平成9年8月1日に長崎県知事と福江市長との間に、大波止地区については、平成18年3月31日に長崎県知事と五島市長との間にそれぞれ締結された管理委託基本契約に基づいて、県と地元市町村(現五島市)が港湾緑地管理に要する費用の負担割合を定めている。以上により、基本契約に基づく委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	五島地方局	建設部 管理課	H19.7.3	玉ノ浦港(小浦地区) 竣功認可申請業務委託(5-76)	1,356,042	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第17条の6で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項 第2号
11	五島地方局	建設部 管理課	H19.7.12	玉ノ浦港竣功認可申請業務委託(50-232)	2,292,171	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第17条の6で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項 第2号
12	五島地方局	建設部 管理課	H19.7.20	相の浦港竣功認可調査測量業務委託(4-64)	1,841,191	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第17条の6で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	五島地方局	建設部 管理課	H19.9.4	相の浦港竣功認可調 査測量業務委託(6- 29)	1,098,256	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託登 記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第17条の6で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項 第2号
14	五島地方局	建設部 道路課	H19.6.4	一般国道384号外3 線道路緑化維持委託 業務	8,452,500	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	市道管理者である五島市では、「道路美化事業」が推進されており、当事業を効率的に実施できる体制が整っている。また、四季を通して継続した維持管理を行う必要があることから、適正に遂行できるのは、地元自治体である五島市に限られるため。	第167条の2 第1項 第2号
15	五島地方局	建設部 河港課	H19.6.20	設計積算及び工事管 理業務委託	1,365,000	大村市池田2丁目1311番 地3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 城下 伸生	当該業務に関して、本センターは豊富な知識と経験がある。また、本業務遂行のための設備等も充実しており、他の業者に比べ、精度の高い成果が期待できる。行政代行機関としての信頼が置け、業務の公平性・中立性が保持できるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	五島地方局	建設部 河港課	H19.7.2	伊福貴地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	3,105,900	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績、貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託業務を締結するに当たっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
17	五島地方局	建設部 河港課	H19.8.1	福江港大津地区都市再開発用地利活用検討業務委託	1,521,450	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策研究所 理事長 脇田 安大	本業務は、福江港大津地区都市開発用地において、売却または貸与を前提とした企業及び個人の立地可能性について調査を行い、同用地の有効的な利活用方策を検討するものである。 本業務を行うには、県内外の企業や経済動向に精通し、的確に判断できる必要があることから、委託可能な県内のシンクタンク3者より参考見積を徴取したところ、2者から今回の業務については十分な体制が組めず、対応が困難との申し出があったため、契約相手方が左記業者に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
18	五島地方局	建設部 福江空港管理事務所	H19.4.2	福江空港消防業務委託	40,217,000	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	昭和58年10月24日に長崎県知事と下五島地域広域市町村圏組合管理者との間に締結された消防協定書に基づく業務である。 平成16年8月1日より消防業務を五島市が承継している。 以上により、消防協定書に基づく委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	五島地方局	建設部 福江空港管理 事務所	H19.4.2	福江空港照明施設維 持管理委託	11,550,000	五島市吉久木町231-1 (株)九電工 五島営業所 所長 江頭 繁	航空灯火施設及び電気施設の適正な機能確保のため、施設の日常点検、月例点検はもとより、緊急の場合の臨時点検及び保守作業を要するため、島内業者に限定されるが、島内で対応可能な業者は左記業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
20	五島地方局	建設部 福江空港管理 事務所	H19.5.28	福江空港制限区域内 除草業務委託	1,120,350	五島市吉田町799 本地区飼料生産組合 組合長 尾崎 喜一	福江空港の制限区域内は30万㎡を超える広大な緑地に航空保安施設として多くの精密機器が設置されており、また、航空機の発着の合間の作業となるため、安全かつ迅速な作業を求められることから、当事業を実施できるのは、島内で唯一大型の草刈機を保有し、当業務に十分な作業能力を有する左記組合に限られるため。	第167条の2 第1項 第2号
21	五島地方局	上五島土木事務 所 総務課	H19.4.2	漁港環境及び海岸環 境整備施設管理業務 委託	1,312,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	<p>安全管理対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 ・営造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事的物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	五島地方局	上五島土木事務所 総務課	H19.4.2	公園・緑地・海岸飛沫 防止帯等維持管理業 務委託	1,837,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	<p>安全管理対策の必要性</p> <p>・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。</p> <p>・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。</p> <p>・営造物の安全確保と危険の未然防止</p> <p>・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事的物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。</p> <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2 第1項 第2号
23	五島地方局	上五島土木事務所 総務課	H19.4.2	庁舎保安警備委託	1,740,120	(個人契約2名)	<p>災害・事故等が発生した場合に迅速に対応するために事務所に常駐する必要があるため、上五島地区には警備業務を行う者がいないため、随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号
24	五島地方局	上五島土木事務所 総務課	H19.4.2	庁舎清掃業務委託	1,430,400	(個人契約)	<p>現在作成している上五島土木事務所庁舎清掃要領により、清掃業者から見積書を聴取したところ、2,049,600円と契約額を約60万円ほど上回り、予算の制約もあり随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	五島地方局	上五島土木事務所 道路課	H19.4.3	一般国道384号道路 改良工事(工事監督 業務委託)	13,125,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長役 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</p> <p>3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	五島地方局	上五島土木事務所 道路課	H19.7.6	19単橋架第821-2号 主要地方道若松白魚 線外1線橋梁整備工 事(橋梁補修設計委 託)	3,150,000	東京都台東区台東1丁目6番 4号 財団法人土木研究センター 理事長 岩崎 敏男	本業務は、橋梁補修工事における発注仕様に関する検討を行う業務である。しかしながら、この分野の技術的指針は確定しておらず、工法検討には鋼道路橋の防食・塗装に関し材料・工法といった総合的な観点からライフサイクルコストを踏まえた、高度な技術力及び知識を有しているとともに、公平・中立な観点から工法を評価できることが必要不可欠である。上記の理由により、左記の財団法人と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	五島地方局	上五島土木事務所 河港課	H19.7.27	古里入野川通常砂防 工事(工事監督業務 委託)	11,130,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修セ ンター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	五島地方局	上五島土木事務所 河港課	H19.9.6	丸尾地区地域基盤整備工事(工事監督業務委託)	8,400,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること <ul style="list-style-type: none"> 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること 	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:五島地方局

H20.1.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	五島地方局	上五島土木事務所 河港課	H19.11.16	丸尾地区地域基盤整備工事(工事監督業務委託)その2	5,250,000	大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生	<p>公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること ・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを満足できる者であること ・公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等</p> <p>3. 「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること</p>	第167条の2 第1項 第2号